

令和 6 年度岐阜県地域職業訓練実施計画

令和 6 年 4 月

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、岐阜労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向、課題等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率、完全失業率の悪化など雇用への大きな影響がみられたものの、令和 5 年 11 月現在では求人の持ち直しが堅調である。

令和5年の有効求人倍率（原数値）は、年平均1.59倍となり、令和4年の1.64倍から0.05ポイント低下しているものの、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って多くの業種において人手不足感が再び深刻化している。そのため、働く方の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

県内経済の持続的な成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

（1）デジタル人材の職業能力開発

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下DX等という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特にデジタル分野においては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材は質・量ともに不足、都市圏への偏在が課題とされ、課題を打開するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要とされており、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むことが必要である。

（2）障害者の職業能力開発

ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう一層の環境の整備が必要であるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

（3）職業訓練の実施状況

令和5年度の新規求職者（51,611人）のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和5年12月末現在で23,950

人（速報値）。

令和５年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

・公共職業訓練（離職者訓練）	781 人（令和５年 12 月末現在）
・求職者支援訓練	369 人（令和５年 12 月末現在）
・在職者訓練	1,049 人（令和５年 12 月末現在）
・学卒者訓練	188 人（令和５年 12 月末現在）

令和４年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

・公共職業訓練（離職者訓練）※1	施設内訓練	87.9%
	委託訓練	79.7%
・求職者支援訓練 ※2	基礎コース	47.8%
	実践コース	51.9%

※1 定例業務統計報告調べ。令和４年度中に終了した訓練コースの訓練終了後３か月までの就職状況（１か月未満の訓練コース及び橋渡し訓練は除く）。

※2 令和４年度中に終了した訓練コースの訓練終了後３か月までの雇用保険適用就職率。

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

令和４年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「製造分野」「建設（施設内）分野」「介護・医療・福祉分野」）があること
 - ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「建設（委託）分野」「理容・美容分野」）があること
 - ③ 公共施設内訓練は、全国実績と対比して就職率が高いが受講者数が少ないこと
 - ④ デジタル人材については、求人ニーズ、求職者ニーズとも高いこと
- といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和６年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、応募・受講しやすい募集訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。製造分野においては、「ものづくり」の魅力が伝わる広報や求職者ニーズの高いカリキュラムを含んだコース設定の促進を図る。

②については、求人ニーズに即した訓練内容か、十分な就職支援かについて検討した上で運用を見直す。理容・美容分野については、地域における労働市場状況を訓練受講希望者に対する確に情報提供する。また、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組む。

③については、開講時期の柔軟化、効果的な周知広報等、受講者数増加のため

の取組を行う。

④については、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。

求職者支援訓練のうち、社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画を策定する。

委託訓練については、訓練期間等のニーズを踏まえた訓練コースの設定を推進し、計画数と実績の乖離の解消に努める。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

ア 公共職業訓練の対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

① 施設内訓練

- ・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校の短期課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を養成する。
- ・就職率は100%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
国際たくみアカデミー 職業能力開発校	設備システム科	10	1 年
	住宅建築科	20	1 年
	合 計	30	

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部（以下、「機構岐阜支部」という。）では、地域の訓練ニーズを的確に把握し、訓練内容の充実を図る。

企業実習を組み合わせたデュアルシステムやコミュニケーションスキルとパソコンスキルを付与し実践的な訓練に導く橋渡し訓練も導入する。

- ・就職率は82.5%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
岐阜職業能力 開発促進センター	ものづくりオペレーション科	30	6 か月
	ものづくりデザイン科	60	
	金属加工技術科	24	
	電気設備技術科	30	
	電気設備技術科（短期デュアル）	24	
	建築CADインテリア科	40	
	ものづくりオペレーション科（橋渡し）	6	1 か月
	ものづくりデザイン科（橋渡し）	12	
	金属加工技術科（橋渡し）	4	
	電気設備技術科（橋渡し）	6	
	電気設備技術科（DS）（橋渡し）	6	

岐阜職業能力 開発促進センター	建築C A Dインテリア科 (橋渡し)	6	1 か月
	合 計	248	

② 委託訓練

- ・県では建設、製造、介護等人手不足が顕著な分野において、産業界のニーズと定員充足率の推移を踏まえたコース設定する。
- ・デジタル人材の育成のため、デジタル分野において 245 人のコース設定を行う。
- ・D X推進スキル標準に対応するコースを新設する。
- ・子育て中の女性の再就職を支援するため、託児付きコースを積極的に設置する。
- ・就職率は 82.5%を目指す。

訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	うち前年度繰越	
			コース数	定員数
情報ビジネス（情報）	19	310	9	140
就職氷河期世代（情報）	2	40	1	20
総務・経理事務（事務）	9	180	4	80
医療事務（事務）	7	140	3	60
不動産ビジネス（サービス）	1	15	0	0
CAD（製造）	5	75	2	30
介護員養成（介護）	4	62	1	15
モノづくり技能（製造）	1	15	0	0
産業人材育成（未定）	2	30	1	15
web プログラミング（情報）	10	175	3	55
新情報産業（情報）	5	100	2	40
DX 推進スキル標準（情報）	4	65	0	0
I T活用（情報）	3	60	1	20
建設機械運転（建設）	3	45	1	15
大型自動車免許	1	10	0	0
定住外国人（介護）	4	60	1	15
保育士養成科（サービス）	6	49	3	25
介護福祉士養成科（介護）	4	42	2	20
合 計	90	1,473	34	550

※前年度繰越は一部定員ベースとする。

イ 求職者支援訓練

① 対象者数（定員）、目標（就職率）

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や
自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する

雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、430 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 728 人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58%、実践コースで 63%を目指す。

② 職業訓練の内容等

- ・基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、岐阜県の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の 30%程度

実践コース 訓練認定規模の 70%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野 30%、介護分野 20%を下限の目安として設定する。

- ・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 10%

- ・新規参入枠については、地域において必ず設定し、かつ、上記の値を超えてはならないこととする。
- ・新規参入枠については、①職業訓練の案等が良好なものから認定、②①以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

③ 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、Webデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・IT 分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施する。
- ・IT 分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める。
- ・介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実

施期間・時間に配慮した訓練コースやオンライン訓練(e ラーニング含む)、
託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

令和6年度求職者支援訓練計画

基礎コース地域割・実践コース全県枠

	計	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
		岐阜・ 中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・ 中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・ 中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・ 中濃	西濃	東濃	飛騨
基礎コース	218	30	30	15	15	※ 20	15	15	15	20	15	15	0	13	0	0	0
実践コース	510	全県枠 180				全県枠 130				全県枠 110				全県枠 90			
介護系	100	40				20				20				20			
医療事務系	50	30				10				10				0			
デジタル系	150	40				40				40				30			
その他の成長分野など	210	70				60				40				40			
合 計	728	270				195				160				103			

※ 新規枠については、基礎コースは訓練認定規模の30%、実践コースは訓練認定規模の10%をそれぞれ上限として設定する。

※ 第2四半期の岐阜・中濃地域の基礎コースのうち15人は学卒未就職・フリーター・非正規等対象コースを優先とする。

※ 同一月・同一コース・同一ハローワーク管内の訓練は1コースのみとする。

※ 同一実施施設から同一分野の通常訓練は各四半期ごとに1コースのみとする。

※ ある認定単位期間で余剰定員が発生した訓練分野の定員については、同一認定単位期間内で、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

※ 認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止となった訓練コースの繰越し分については、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

ウ 職業訓練の効果的な実施のための取組

- ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、離職者訓練の訓練科目の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した効果的な訓練の取入れを行うものとする。

(2) 在職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・ 県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、地場産業や地域の企業等の人材ニーズを踏まえたコースを設定し、在職者に対する職業訓練を実施する。

施設名	コース	定員	訓練科
国際たくみアカデミー	49	576	
職業能力開発校	14	140	配管科、ブロック科
職業能力開発短期大学校	31	436	機械加工科、生産管理科、機械検査科他
木工芸術スクール	5	50	木工科
合 計	54	626	

- ・ 機構岐阜支部では、在職者に対する職務の高度化・多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー（ものづくり分野）及び事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣・施設設備の開放等を実施する

ことにより、高度で多様な人材育成の機会を提供し、在職者に対する積極的な支援を行う。

施設名	コース	定員	訓練分類
岐阜職業能力開発促進センター	122	1,209 (目標 340)	設計／開発、加工／組立、工事／施工、検査、保全／管理
東海職業能力開発大学校	142	1,525 (目標 970)	設計／開発、加工／組立、工事／施工、検査、保全／管理、教育／安全
合 計	264	2,734	

イ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

- ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即したオーダーメイド型セミナーも行うものとする。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・ 県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校及び木工芸術スクールの普通課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を育成する。また、国際たくみアカデミー職業能力短期大学校の専門課程においては、モノづくりを中心とした現場のリーダーとなる人材を養成する。
- ・ 就職率は100%を目指す。

施設名		訓練科名	定員 (延定員)	期間
国際たくみ アカデミー	職業能力 開発校	自動車エンジニア科	20 (40)	2 年
	職業能力開発 短期大学校	生産技術科	20 (40)	2 年
		建築科	20 (40)	2 年
木工芸術スクール		木工科	30 (30)	1 年
合 計			90 (150)	

- ・ 東海職業能力開発大学校では、専門課程では即戦力となる高度な人材を養成する。また、応用課程においては、「ものづくり」における高度な技能・技術等を習得し、生産現場のリーダーを養成する。
- ・ 就職率は95%を目指す。

施設名		訓練科名	定員 (延定員)	期間
東海職業 能力開発 大学校	専門課程	生産機械技術科（生産技術科）	20 (40)	2 年
		電気エネルギー制御科	20 (40)	
		電子情報技術科	25 (55)	

東海職業 能力開発 大学校	応用課程	生産機械システム技術科	20 (40)	2 年
		生産電気システム技術科	25 (45)	
		生産電子情報システム技 術科	30 (60)	
合 計			140 (280)	

イ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。

学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等（訓練カリキュラム）の見直しを図るものとする。

（４）障害者等に対する公共職業訓練

ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

- ・県では、障がい者職業能力開発校の短期課程において、一般就労を目標とし、必要な技能習得に加え社会人として自立した職業生活を送るための能力を習得し、即戦力となる人材を育成する。
- ・就職率は 70%を目指す。

施設名	訓練科名	定員(延定員)	期間
岐阜県立障がい者 職業能力開発校	基礎実務科	10	1 年
	OA ビジネス科	10	1 年
	Web デザイン科	10	1 年
合 計		30	

- ・企業・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用して、障がい者の特性やニーズを踏まえた公共職業訓練（障がい者委託訓練）を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障がい者の就職を支援する。

また、訓練を効果的に実施するため、委託先の開拓や訓練生の募集、訓練カリキュラムの作成、訓練の管理・フォローアップ、関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを県労働雇用課及び木工芸術スクールに配置する。

- ・就職率は 55%を目指す。

訓練コース		訓練期間	計画定員
知識・技能習得訓練コース		－	30
	IT 技能習得訓練科	2.5 か月	25
	P C ・コミュニケーションスキル養成科	2 か月	5
実践能力習得訓練コース		3 か月以内	15
特別支援学校早期訓練コース		1 か月	3
合 計			48

イ 障がい者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

訓練科については、障がい者の特性や実態、就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ設定する。定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、次年度に向けて内容や周知方法等の見直しを検討するほか、受講者に対し公共職業安定所等との連携強化の下、職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障がい者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

さらに、障がい者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 訓練受講者に対する就職支援等

訓練受講者の就職支援については、国（労働局・公共職業安定所）、岐阜県、機構岐阜支部及び各訓練実施機関との連携により、訓練受講中から訓練受講者の求職状況の把握、求人情報の提供、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、公共職業安定所窓口で職業相談等の支援を実施する。

また、訓練修了後においても、訓練実施機関と公共職業安定所が連携して就職に向けた必要な支援を継続実施する。

(2) 地域におけるリスクリングの推進

県と市町村は、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する以下の事業に取り組むことができる。

① 経営者等の意識改革・理解促進

② リスクリングの推進サポート

③ 従業員の理解促進・リスクリング支援等

なお、実施する事業については、県が別途事業一覧として取りまとめ、岐阜県地域職業能力開発促進協議会に報告するものとする。

ハロートレーニング（離職者向け職業訓練）の6年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

岐阜県

分野	全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 (高齢・障害・求職者支 援機構)	求職者支援訓練
		施設内	委託		
	定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野(02)	185	0	125	0
	営業・販売・事務分野(03)	480	0	360	0
	医療事務分野(04)	130	0	80	0
	介護・医療・福祉分野(05)	238	0	138	0
	デザイン分野(11)	210	0	120	0
	運送サービス分野(12)	10	0	10	0
	電気関連分野(15)	54	0	0	54
	製造分野(16)(17)	189	0	60	114
	建設関連分野(18)	115	30	30	40
	理容・美容関連分野(19)	30	0	0	0
	その他の分野(20)	30	0	0	0
求職者支援訓練（基礎コース）(00等)	218	0	0	0	0
合計	1,889	30	923	208	728
(参考) デジタル分野	395	0	245	0	150

※「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

令和 7 年度岐阜県地域職業訓練実施計画

令和 7 年 3 月

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、岐阜労働局、公共職業安定所、岐阜県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向、課題等

労働市場の動向をみると、足下の令和 6 年 11 月現在では求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しているが、物価上昇等が雇用に与える影響に

留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、令和6年の有効求人倍率（原数値）は、年平均1.54倍となり、令和5年の1.59倍から0.05ポイント低下したものの、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、県内経済の持続的な成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

（１）デジタル人材の職業能力開発

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下DX等という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。あわせて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特にデジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材は質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

（２）障害者の職業能力開発

ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあるとともに、雇用障害者数も年々増加を続ける中で、障害者の多様な就労ニーズへの対応が求められている。また、職業人生の長期化を見据え、雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。

これらの課題に対応するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策の一層の連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図ることが重要である。

（３）職業訓練の実施状況

令和6年度の新規求職者（51,396人）のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和6年12月末現在で24,485

人（速報値）。

令和 6 年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

・ 公共職業訓練（離職者訓練）	609 人（令和 6 年 12 月末現在）
・ 求職者支援訓練	411 人（令和 6 年 12 月末現在）
・ 在職者訓練	647 人（令和 6 年 12 月末現在）
・ 学卒者訓練	103 人（令和 6 年 12 月末現在）

令和 5 年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

・ 公共職業訓練（離職者訓練）※1	施設内訓練	87.0%
	委託訓練	78.9%
・ 求職者支援訓練 ※2	基礎コース	64.6%
	実践コース	55.7%

※1 定例業務統計報告調べ。令和 5 年度中に終了した訓練コースの訓練終了後 3 か月までの就職状況（1 か月未満の訓練コース及び橋渡し訓練は除く）。

※2 令和 5 年度中に終了した訓練コースの訓練終了後 3 か月までの雇用保険適用就職率。

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

令和 5 年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「製造分野」「建設（施設内・求訓）分野」「介護・医療・福祉分野」「その他の分野」）があること
- ② 応募倍率、就職率がともに高い分野における訓練コースの拡充が必要なこと
- ③ 応募倍率が比較的高く、就職率が低い分野（「建設（委託）分野」「理容・美容分野」）があること
- ④ デジタル人材が質・量とも不足、一部の訓練に地域偏在や受講希望者の過集中があること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和 7 年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ① については、引き続き、受講のメリット等を求職者に積極的に伝えるとともに、多様な受講者像を想定した訓練コースの改善や開拓も視野に入れ、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。特に、製造分野においては、「ものづくり」の魅力を伝えるための体験会や見学会の開催に努めるとともに、CAD コースにおいては、パソコンを使った事務的作業であることのアピールに努める。また、建設分野においては、コミュニケーション力向上や訓練により受験や取得が可能な資格に係るサポートをカリキュラムに導入するよう働きかけていく。
- ② については、委託費や奨励金の上乗せ措置を活用した対象分野コースの活

性化に努めるとともに、求職者ニーズに沿った適切な訓練を勧奨できるようハローワーク窓口職員の知識向上を図るため、施設見学会や意見交換会の機会確保に努める。

③については、求人ニーズに即した訓練内容かの検討を行う。また、受講あつせん時、訓練受講中、訓練終了後それぞれの時期に応じた就職意欲の発揚と就職活動の積極的取組につながる支援体制の強化を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組む。

④については、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図るため、デジタル分野コースの設定数、定員数、受講者数増加に力点を置く。

令和6年度計画に引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮、新規枠の増設、効果的な周知広等受講者増加に取り組む。委託訓練の訓練コースを設定するにあたっては、雇用の拡大が見込まれる産業や職業等事業者からの人材ニーズの的確な把握に努める。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

ア 公共職業訓練の対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

① 施設内訓練

- ・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校の短期課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を養成する。
- ・就職率は100%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
国際たくみアカデミー 職業能力開発校	設備システム科	10	1年
	住宅建築科	20	1年
	合 計	30	

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部（以下、「機構岐阜支部」という。）では、地域の訓練ニーズを的確に把握し、訓練内容の充実を図る。

企業実習を組み合わせたデュアルシステムやコミュニケーションスキルとパソコンスキルを付与し実践的な訓練に導く橋渡し訓練も導入する。

- ・就職率は82.5%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
岐阜職業能力 開発促進センター	CAD/CAM 技術科	60	6 か月
	テクニカルオペレーション科	30	
	金属加工科	24	
	電気設備技術科	30	
	電気設備技術科（短期デュアル）	24	
	住環境計画科	40	

岐阜職業能力 開発促進センター	CAD/CAM 技術科（橋渡し）	12	1 か月
	テクニカルオペレーション科（橋渡し）	6	
	金属加工科（橋渡し）	4	
	電気設備技術科（橋渡し）	6	
	電気設備技術科（DS）（橋渡し）	6	
	住環境計画科（橋渡し）	6	
	合 計	248	

② 委託訓練

- ・県では建設、介護等人手不足が顕著な分野において、産業界のニーズと定員充足率の推移を踏まえたコース設定する。
- ・デジタル人材の育成のため、デジタル分野において 230 人のコース設定を行う。
- ・子育て中の女性の再就職を支援するため、託児付きコースを積極的に設置する。
- ・就職率は 82.5%を目指す。

訓練科（訓練職種）	コース数	定員数
情報ビジネス（情報）	10	170
就職氷河期世代（情報）	2	30
総務・経理事務（事務）	5	100
医療事務（事務）	4	80
不動産ビジネス（サービス）	1	15
CAD（サービス）	4	60
介護員養成（介護）	3	45
産業人材育成（未定）	2	30
Web プログラミング（情報）	7	105
新情報産業（情報）	3	60
DX 推進スキル標準（情報）	4	65
IT 活用（情報）	2	40
建設機械運転（建設）	2	30
定住外国人（介護）	3	45
保育士養成科（福祉）	2	23
介護福祉士養成科（介護）	2	22
合 計	56	920

イ 求職者支援訓練

① 対象者数（定員）、目標（就職率）

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や

自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、454 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 768 人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58%、実践コースで 63%を目指す。

② 職業訓練の内容等

- ・基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、岐阜県の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の 30%程度

実践コース 訓練認定規模の 70%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野 30%、介護分野 20%を下限の目安として設定する。

- ・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 30%

- ・新規参入枠については、地域において必ず設定し、かつ、上記の値を超えてはならないこととする。
- ・新規参入枠については、①職業訓練の案等が良好なものから認定、②①以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・全ての労働力人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

③ 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、Webデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置や、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースの基本奨励金の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・IT 分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内

容になっているか検討したうえで、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者歓迎求人等の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。

- ・IT 分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキルの見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・介護分野については、求職者の介護分野の仕事や訓練に関する理解促進のため、訓練見学会等への参加を積極的に働きかける。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースやオンライン訓練(e ラーニング含む)、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

令和7年度求職者支援訓練計画

基礎コース地域割・実践コース全県枠

	計	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
		岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨
基礎コース	230	30	30	15	15	※20	15	15	15	20	15	15	0	13	12	0	0
実践コース	538	全県枠 180				全県枠 130				全県枠 124				全県枠 104			
介護系	108	40				20				24				24			
医療事務系	50	30				10				10				0			
デジタル系	170	40				40				50				40			
その他の成長分野など	210	70				60				40				40			
合 計	768	270				195				174				129			

※ 新規枠については、基礎コース・実践コースともに、訓練認定規模の30%を上限として設定する。

※ 第2四半期の岐阜・中濃地域の基礎コースのうち15人は学卒未就職・フリーター・非正規等対象コースを優先とする。

※ 同一月・同一コース・同一ハローワーク管内の訓練は1コースのみとする。

※ 同一実施施設から同一分野の通常訓練は各四半期ごとに1コースのみとする。

※ ある認定単位期間で余剰定員が発生した訓練分野の定員については、同一認定単位期間内で、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

※ 認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止となった訓練コースの繰越分については、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

ウ 職業訓練の効果的な実施のための取組

- ・地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、離職者訓練の訓練科目の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即し

た効果的な訓練の取入れを行うものとする。

(2) 在職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、地場産業や地域の企業等の人材ニーズを踏まえたコースを設定し、在職者に対する職業訓練を実施する。

施設名	コース	定員	訓練科
国際たくみアカデミー	44	515	
職業能力開発校	9	90	配管科、ブロック、多能工養成講習
職業能力開発短期大学校	35	425	機械加工科、生産管理科、機械検査科他
木工芸術スクール	5	50	木工科
合 計	49	565	

- ・機構岐阜支部では、在職者に対する職務の高度化・多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー（ものづくり分野）及び事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣・施設設備の開放等を実施することにより、高度で多様な人材育成の機会を提供し、在職者に対する積極的な支援を行う。

施設名	コース	定員	訓練分類
岐阜職業能力開発促進センター	124	1,209 (目標 340)	設計／開発、加工／組立、工事／施工、検査、保全／管理
東海職業能力開発大学校	121	1,305 (目標 970)	設計／開発、加工／組立、工事／施工、検査、保全／管理、教育／安全
合 計	245	2,514	

イ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

- ・地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即したオーダーメイド型セミナーも行うものとする。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校及び木工芸術スクールの普通課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を育成する。また、国際たくみアカデミー職業能力短期大学校の専門課程においては、モノづくりを中心とした現場のリーダーとなる人材を養成する。
- ・就職率は100%を目指す。

施設名		訓練科名	定員 (延定員)	期間
国際たくみ アカデミー	職業能力 開発校	自動車エンジニア科	20 (40)	2 年
	職業能力開発 短期大学校	生産技術科	20 (40)	2 年
		建築科	20 (40)	
木工芸術スクール		木工科	30 (30)	1 年
合 計			90 (150)	

- ・東海職業能力開発大学校では、専門課程では即戦力となる高度な人材を養成する。また、応用課程においては、「ものづくり」における高度な技能・技術等を習得し、生産現場のリーダーを養成する。
- ・就職率は95%を目指す。

施設名		訓練科名	定員（延定員）	期間
東海職業 能力開発 大学校	専門課程	生産機械技術科（生産技術科）	20（40）	2 年
		電気エネルギー制御科	20（40）	
		電子情報技術科	25（50）	
	応用課程	生産機械システム技術科	20（40）	2 年
		生産電気システム技術科	25（50）	
		生産電子情報システム技術科	30（60）	
合 計			140（280）	

イ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。

学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等（訓練カリキュラム）の見直しを図るものとする。

（４）障害者等に対する公共職業訓練

ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

- ・県では、障がい者職業能力開発校の短期課程において、一般就労を目標とし、必要な技能習得に加え社会人として自立した職業生活を送るための能力を習得し、即戦力となる人材を育成する。
- ・就職率は70%を目指す。

施設名	訓練科名	定員(延定員)	期間
岐阜県立障がい者 職業能力開発校	基礎実務科	10	1 年
	OA ビジネス科	10	
	Web デザイン科	10	
合 計		30	

- ・企業・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用して、障がい者の特性やニーズを踏まえた公共職業訓練（障がい者委託訓練）を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障がい者の就職を支援する。

また、訓練を効果的に実施するため、委託先の開拓や訓練生の募集、訓練カリキュラムの作成、訓練の管理・フォローアップ、関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを県労働雇用課及び木工芸術スクールに配置する。

- ・就職率は55%を目指す。

訓練コース	訓練期間	計画定員
知識・技能習得訓練コース	－	25
IT 技能習得訓練科	2.5 か月	25
実践能力習得訓練コース	3 か月以内	15
特別支援学校早期訓練コース	1 か月	5
合 計		45

イ 障がい者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

訓練科については、障がい者の特性や実態、就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ設定する。定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、次年度に向けて内容や周知方法等の見直しを検討するほか、受講者に対し公共職業安定所等との連携強化の下、職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障がい者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

さらに、障がい者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

（１）訓練受講者に対する就職支援等

訓練受講者の就職支援については、国（労働局・公共職業安定所）、岐阜県、機構岐阜支部及び各訓練実施機関との連携により、訓練受講中から訓練受講者の求職状況の把握、求人情報の提供、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、公共職業安定所窓口で職業相談等の支援を実施する。

また、訓練修了後においても、訓練実施機関と公共職業安定所が連携して就職に向けた必要な支援を継続実施する。

（２）地域におけるリスクリングの推進

県と市町村は、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する以下の事業に取り組むことができる。

① 経営者等の意識改革・理解促進

② リスキリングの推進サポート

③ 従業員の理解促進・リスキリング支援等

なお、実施する事業については、県が別途事業一覧として取りまとめ、岐阜県地域職業能力開発促進協議会に報告するものとする。

ハロートレーニング（離職者向け職業訓練）の7年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

岐阜県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （JEED岐阜支部）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分 野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） ＋求職者支援訓練（実践コース）	IT分野(02)	310	0	230	0	80
	営業・販売・事務分野(03)	475	0	355	0	120
	医療事務分野(04)	130	0	80	0	50
	介護・医療・福祉分野(05)	243	0	135	0	108
	デザイン分野(11)	90	0	0	0	90
	運送サービス分野(12)	0	0	0	0	0
	電気関連分野(15)	54	0	0	54	0
	製造分野(16)(17)	174	0	60	114	0
	建設関連分野(18)	115	30	30	40	15
	理容・美容関連分野(19)	45	0	0	0	45
	その他の分野(20)	60	0	30	0	30
求職者支援訓練（基礎コース）(00等)		230	0	0	0	230
合 計		1,926	30	920	208	768
(参考) デジタル分野		400	0	230	0	170

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

令和 8 年度概算要求額 **513 億円** (577 億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特区			子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	9/10			1/10

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和 4 年 12 月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和 8 年度末までに政府全体で 230 万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをするほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国 87 箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する③DX に対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充し、中小企業等の DX 人材育成を推進する。加えて、④全ての訓練分野において DX リテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き質的拡充を図る。この他、⑤非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施により、非正規雇用労働者等のデジタル推進人材の育成を行う。

2 事業の概要

令和 6 年度事業実績（速報値）：公共職業訓練（委託訓練）10,691 人／求職者支援訓練 11,930 人／生産性向上支援訓練 16,609 人

① デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

※ 令和 8 年度末までの時限措置

- DX 推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする
（IT 分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ）
- 企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を 1 人当たり 2 万円上乗せする。

② オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

※ 令和 8 年度末までの時限措置

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1 人当たり月 1.5 万円を上限に委託費等の対象とする。

③ 生産性向上支援訓練（DX 関連）の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX 関連の機会を拡充する

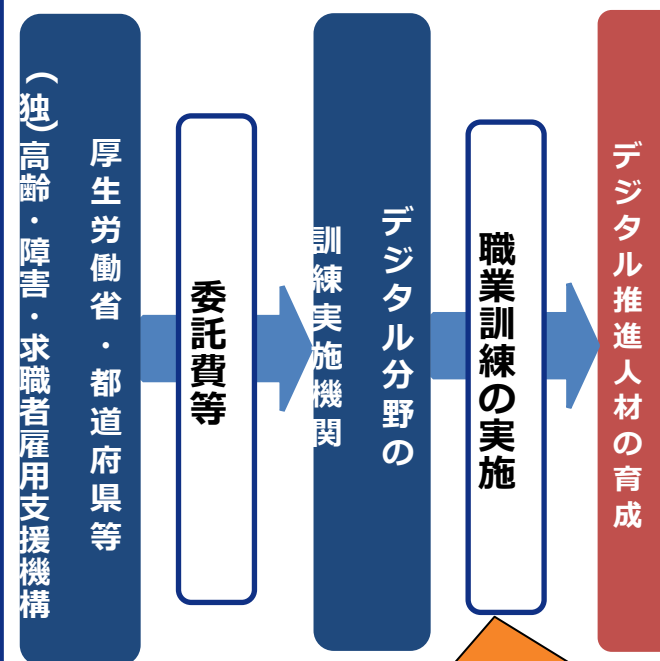
④ デジタルリテラシーの向上促進

公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の全ての訓練分野において、訓練分野の特性を踏まえて、DX リテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き訓練の質的拡充を図る。

⑤ 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

非正規雇用労働者等を対象とする、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施する。【拡充】

3 スキーム・実施主体等



・職業訓練受講給付金
（月 10 万円、通所手当、寄宿手当）

非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の 本格実施

令和8年度概算要求額 10億円（3.1億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

正社員と比べて正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所の割合は低く（正社員71.6%に対し正社員以外31.2%（能力開発基本調査））、自己啓発の割合も低い（正社員45.3%に対し正社員以外15.8%（同））など、非正規雇用労働者等の能力開発機会が乏しい状況にある。また、平日日中の通学を基本とした従前の離職者訓練では、非正規雇用労働者等にとって受講が難しい状況にある。

こうした状況及び令和6、7年度の試行事業の結果等を踏まえ、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を図ることとする。

2 事業の概要

（1）本格実施の概要

これまで試行的に実施していた非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、都道府県等及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより全国展開を図る。【拡充】

（2）職業訓練の内容等

ア 実施方法等

①都道府県等

地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースについて、オンライン（eラーニング、同時双方向）形式の他、平日夜間・土日のスクーリングを組み合わせた訓練を実施

②（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）

オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

イ 訓練期間

原則2か月以上6か月以下（最長1年）

ウ 申込み方法

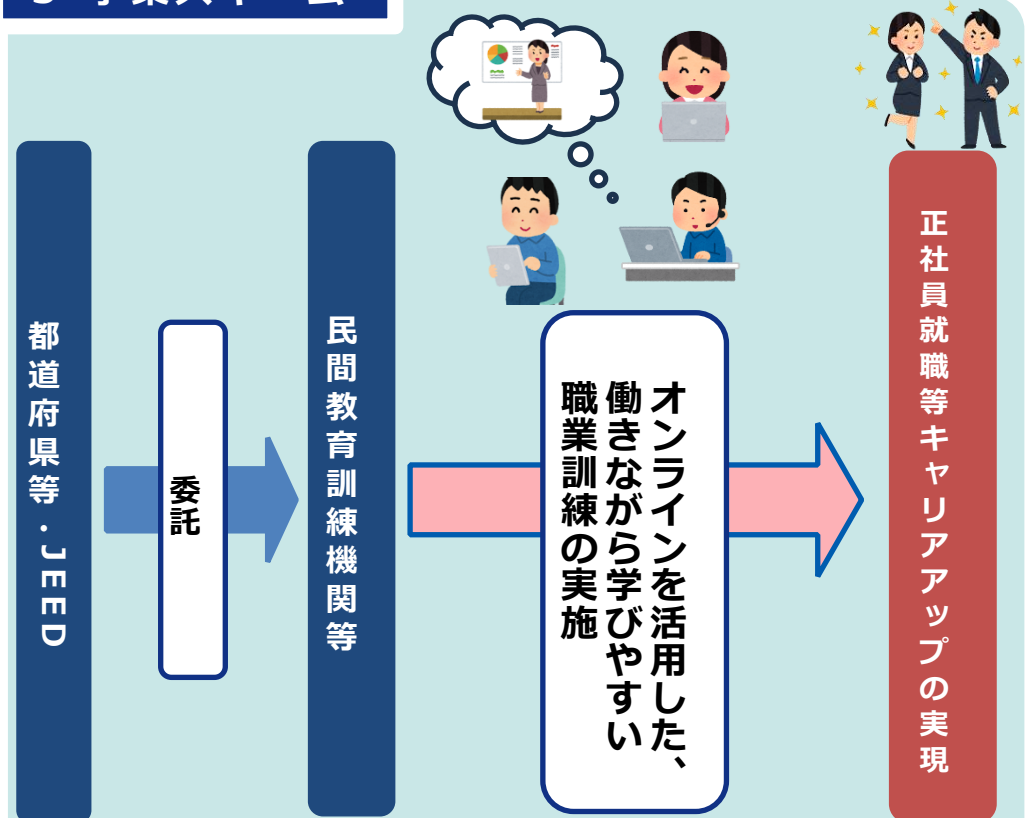
訓練実施機関に直接申込（受講生も一定の受講費用を負担）

エ 受講継続等の支援

訓練実施機関において、学習支援者の配置等を行い、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を実施

（参考）試行事業の実績（令和6年度）：受講者数 554名

3 事業スキーム



求職者支援制度

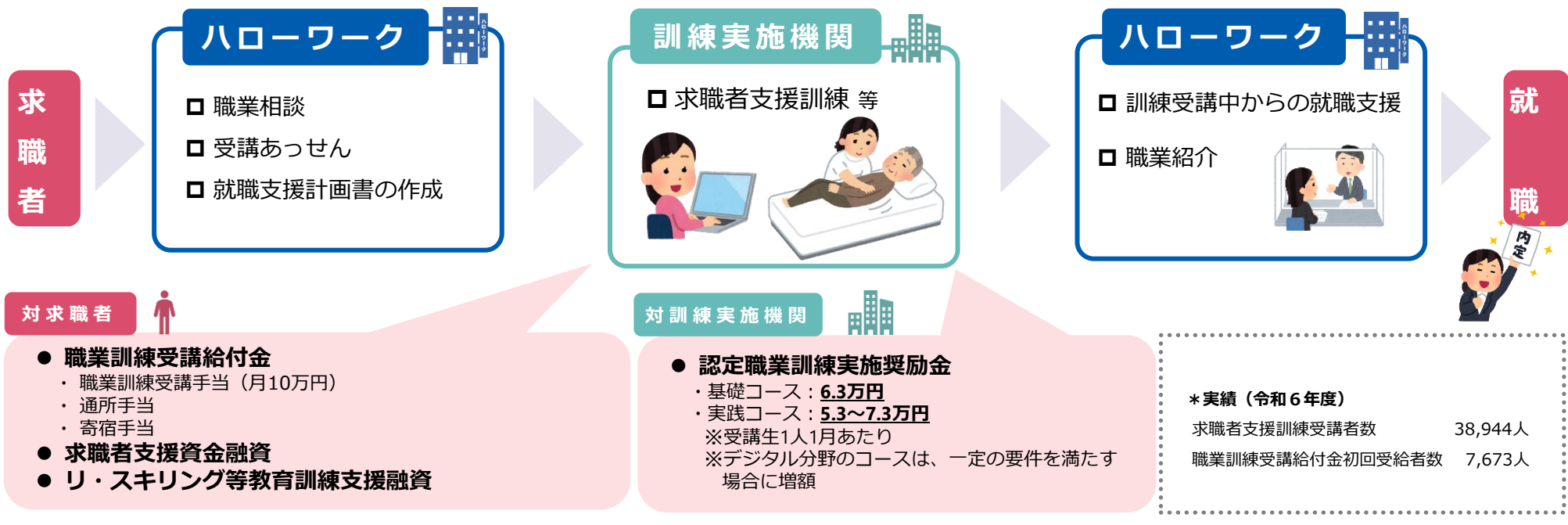
令和8年度概算要求額 **253億円**（261億円） ※（）内は前年度当初予算額。

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	3/4			1/4

1 事業の目的

- 雇用保険被保険者以外の者を対象に
 - ・ 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
 - ・ 教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合：原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。

障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

令和8年度概算要求額 16.2億円 (16.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

求職障害者等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な職業訓練機会を確保・提供することで障害者の就職促進を図る。また、障害者職業能力開発校だけでなく、47都道府県にある一般の職業能力開発校においても、精神障害者等に対する職業訓練の実施が課題となっているため、当該訓練校における精神障害者等の受け入れ体制を強化する。

2 委託訓練事業の概要・スキーム

委託訓練実施機関（民間団体）

訓練受講④

＜対象者＞ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者
・ 障害者手帳を有する者
・ 医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

＜訓練内容＞

- 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6.4万円又は9.6万円が上限

訓練実施月数に応じた就職支援経費の支給【拡充】

＜訓練コース＞

- ① 知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得） ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
- ③ e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得）
- ④ 特別支援学校早期訓練コース（内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上）
- ⑤ 在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）

受講あつせん③

職場定着支援業務⑤

訓練修了⑥

障害者

求職申込み①

職業相談②

各種支援機関
ハローワーク

職業紹介⑦

就職⑧

企業

3 委託訓練事業の実施主体等

厚生労働省

職業能力開発促進法
第15条の7第3項に
基づき実施

委託契約

都道府県

委託契約

委託訓練実施機関
（民間団体）

NPO法人

社会福祉法人

企業

民間教育訓練機関

4 訓練以外の事業概要

- 1 障害者職業訓練コーディネーターの配置
- 2 障害者職業訓練コーチの配置
- 3 実践能力習得コース等開拓支援事業【拡充】
- 4 精神保健福祉士等外部専門家及び手話通訳の活用
- 5 職業能力開発校(一般校)における精神障害者等の受け入れ体制等の強化【拡充】
精神保健福祉士の配置153人 (131人)

ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望に対する回答（令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）

- ・件数 17件
- ※件数は、送信フォームに送付された件数であり、1つの送信フォームで複数のご意見・ご要望について記載があったものは、1件とカウントしております。
- ※上記の件数から、民間教育訓練実施機関からのハロートレーニングの運営や事務手続等以外のご意見・ご要望は除いております。
- ・お寄せいただいたご意見・ご要望のうち、同内容のものは集約して取りまとめております。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
1	公共職業訓練（委託訓練）	就職状況報告において、雇用契約書だけでの報告のみならず、場合によっては追加の証憑書類を認めて欲しい。（例えば、求人票や採用時の口頭では「4ヶ月以上の就職」であるにも関わらず、交付される雇用契約書によってはその事実を示すことができない場合等）	就職状況報告において、雇用形態が正社員でない場合、又は就職先事業所の確認欄に記載がもらえない場合は、報告書と併せて雇用契約書などの写しを添付していただくこととしています。この際、確認方法としては、雇用契約書のみならず、労働条件通知書の写し等についても認めているところです。引き続き、業務の運営についてご理解いただきますようお願いします。
2	求職者支援訓練	「募集定員（応募者数）の過半数に満たない場合、中止も可」とあるが、応募者が少数でも開講しなければならないことは実施施設側の負担が大きいため、「合格者数の過半数に満たない場合、中止も可」に変更してほしい。	受講希望者に対する合格通知後の訓練中止については、受講予定者に対する影響が大きいことから、取扱いを変更することが困難であることをご理解いただきますようお願いします。
3	公共職業訓練（委託訓練）	各種書類について電子化を進めてもらいたい。また、同じような情報を管理の違い（提出先の違い）というだけで複数作成する必要があるのか。	令和5年7月より事業者による電子メール申請を可能とする措置（求職者支援訓練）や都道府県に事業者の申請のオンライン化を要請（委託訓練）する等、現状の業務フローの中で電子化の取組を進めているところです。今後も、頂いた御意見も踏まえながら、引き続き業務の電子化及び効率化について検討してまいります。
4	公共職業訓練（委託訓練）	受講生が病気や怪我で欠席し、回復したとして登校した後、再度調子が悪くなり休校した場合、薬が残っていた場合等でも再度病院を受診等しないと、一旦証明がリセットされるのはいかがか。	受講者の認定に関するご意見かと思いますが、一般論として、欠席の都度当該事由を明らかにする証明が必要であり、受講者から都度の証明が著しく困難である等の相談を受けた場合、その事由を以てハローワークにご相談いただくようお願いします。
5	公共職業訓練（委託訓練）	訓練生の採用（面接）についてどのような観点で面接をされているのかを知りたい。	公共職業訓練（委託訓練）の訓練生の選考は、各都道府県の公共職業能力開発施設の判断に委ねられているため、都道府県の公共職業能力開発施設にお尋ねください。
6	公共職業訓練（委託訓練）	公共職業訓練（委託訓練）を受講した方が「雇用契約1ヶ月半、更新なし」に就職後、間を空けず別事業所に「3ヶ月」の雇用契約で内定をしたが、それぞれ別事業所のために就職の定義（4か月以上の雇用契約）に該当しなかった。別事業所であっても修了後3か月以内に一日も間を空けず雇用保険に加入し、計4か月以上の雇用契約であれば、就職の定義に該当するようにしてほしい。	委託訓練については、求職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するための訓練を通じて、安定した再就職の実現を目的として実施しているものであることから、同一事業所における一定水準以上の雇用期間を要件としていることについてご理解いただきますようお願いします。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
7	公共職業訓練（委託訓練）	物価や賃金の上昇を背景に訓練事業の持続可能性を確保し、質の高いサービス提供を実現するために委託単価を引き上げてもらいたい。	委託費の単価については、デジタル人材の育成促進及び訓練全体の質と量の確保の観点から、令和7年度より、受講者1人当たり月3,000円引き上げたところです。今後も、単価については、厳しい財政事情を踏まえその引上げ効果の検証も行いつつ、訓練コースの量の確保と質の担保の観点から適切な水準を維持できているのかを踏まえて検討してまいります。
8	公共職業訓練（委託訓練）	1人当たりの「単価制度」とせず、人件費、家賃等の固定費が経費の大部分を占めていることから固定額として支払ってもらいたい。	受講者の技能習得を確保するため、訓練実績を踏まえて委託費等を支払う仕組みとしていることについてご理解いただきますようお願いします。
9	公共職業訓練（委託訓練）	訓練サービス提供者（訓練実施者）が過剰労働に陥りやすい現状を踏まえ、その「働き方」に配慮した制度改善をお願いしたい。講師が残業を前提とした対応を余儀なくされており、実質的に残業対応が必須となっている。これを解決するには、訓練時間を短くすることが必要ではないか。	公共職業訓練の総訓練時間については、これまで段階的に減らしてきているところですが、更なる総訓練時間の見直しについては、見直しに伴う影響について情報収集及び分析を進め、慎重に検討してまいります。
10	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援費制度を廃止し、その費用を十分な委託単価に組み込んだうえで、固定額として支払ってもらいたい。仮に同制度を存続するとしても就職率55%以上に基準を引き下げるべき。	受講者の技能習得を確保するため、訓練実績を踏まえて委託費等を支払う仕組みとしていること、また、一定水準以上の雇用期間を要件としていることや就職率に応じた委託費等の上乗せ措置は、質が高く就職につながる訓練の実施を目的としていることについてご理解いただきますようお願いします。
11	公共職業訓練（委託訓練）	訓練実施機関や職員をカスタマーハラスメントから守るため、厳格なルールを整備してもらいたい。	基本的には、訓練実施機関と受講生の間に対話を行い、問題解決することをお願いしますが、訓練実施機関等の職員の指示に従わない等訓練の運営の規律を乱した場合には委託訓練実施要領において退校等の処分を行うこととしています。委託訓練の場合、退校等の処分を行うのは都道府県の公共職業能力開発施設の長となるため、都道府県にご相談いただくようお願いします。
12	求職者支援訓練	県外のハローワークにおける、受講希望者に向けた求職者支援訓練説明会への参加、訓練窓口を通じた受講希望者への案内の協力、ハローワークの訓練校コース案内チラシのラック設置等をお願いしたい。	訓練説明会の運営及び安定所内の掲示物等は、説明会の時間や所内のスペースに限りがある中で、その可否も含めて各安定所で行ってます。引き続き、訓練実施機関との連携を推進し、適切な受講あっせん・就職支援に努めてまいります。
13	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援経費対象就職率について、以下の事例があり、要件の緩和をお願いしたい。 （事例） ・就職先が自治体および関連機関及び施設を中心に、雇用期間が年度末までとなっているため4か月以上の雇用にならない ・有期雇用において、契約更新の旨の記載があるが労働条件通知等書面においては3ヶ月未満となっており対象就職率にならない	委託訓練については、求職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するための訓練を通じて、安定した再就職の実現を目的として実施しているものであることから、一定水準以上の雇用期間を要件としていることについてご理解いただきますようお願いします。 なお、当初雇用契約が3ヶ月未満であった場合でも、訓練修了後3ヶ月以内に、4ヶ月以上の雇用期間に変更となった場合には対象就職として取り扱うことが可能となっております。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
14	公共職業訓練（委託訓練）	社会的ニーズを受けて、実績の十分な既存のコースを組み替え、新設のコースを創設したが、新コース（カリキュラムが引き継がれていないもの）は委託先の要件である就職実績80％がないことから公共職業訓練の対象とならないと都道府県等から指摘を受けたが、既存コースでも十分な実績等があり、また、社会ニーズに応じたカリキュラムで実施するため就職率が下がるということはない。対象とならないのはなぜか。	長期高度人材育成コースに関するご意見かと思いますが、一般論として、訓練を受講することにより得られる知識や技術も変更となるような、カリキュラム全体の内容が見直された場合、長期高度人材育成コースを設定するための就職率実績の要件確認に当たっては、新カリキュラムによる卒業生の就職実績により要件を満たすかどうかを判断する必要がありますと考えています。
15	求職者支援訓練	eラーニングコースについて、その都道府県以外の訓練実施機関や受講者が中心となっているため見直してほしい。本来受ける資格のあるその都道府県内の受講生が、他都道府県の会社が行うために受けることができなくなる。	求職者支援訓練については、全ての訓練形態において居住地による訓練の受講制限は設けられておりません。なお、eラーニングコースは、育児や就業等の事情により決まった日時に訓練を受講することが難しい方、居住地域に訓練機関がない又は受講を希望する職業訓練が実施されていない事により訓練の受講が困難な方など、訓練受講に配慮が必要な方を対象に設けられたものです。受講者の多様な訓練機会の確保の観点からも、受講される方のお住まいの地域を制限することは困難であることをご理解いただきますようお願いします。
16	求職者支援訓練	eラーニングコースの「受講者出欠報告書」について、eラーニングでは、0.5時間未満の受講時間が「出席管理の対象外の日」として切り捨てられているが、一方で、ユニットごとの受講時間は分単位で管理されているため、分単位での上限達成後、「切り捨てられた受講時間の累計分」を後日受講しても、出席管理の対象にならないルールとなっている。その結果、受講生がユニットの上限時間をすべて満たし、さらに追加学習を行い、すべての「実施日が特定されている科目」に出席しても、受講時間が訓練時間に届かない前提の運用となっている。そのため、eラーニングコースについて、ユニット上限時間を達成した受講生が、後日「切り捨てられた受講時間の累計分」を受講した場合、受講時間を0.5時間単位で計上できるよう、運用の変更を検討をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、制度の適正な業務運営等の観点も考慮しつつ、今後の取扱いについては検討してまいります。
17	求職者支援訓練	企業実習を10日以上20日以下、かつ、訓練実施日に終日実施すると、「実習促進奨励金」の支給がされるとなっているが、企業実習の要件を緩和してほしい。理由としては、受け入れ先の事務所によっては手狭なため、数十名の訓練生を一度に受け入れるスペースがないためであり、教室にいながらでも実務は可能なため、場所の制限は緩和してほしい。	企業実習は、学科及び実技で習得した就職を想定する職業・職種における職務遂行のための実践的な技能等を実際の職場において実践することにより、それらの能力を定着・向上させることを目的としており、就職を想定する職業・職種の労働者が従事している外部の企業の職場等において、企業の従業員等が講師として常時、指導や助言を行い実施していただく必要があると考えております。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
18	公共職業訓練（委託訓練）	合格発表後、様々な理由で入校辞退される方が多いが、テキスト代等の自己負担金を支払ってもらえるようにしてほしい。また、合格者の人数で色々な備品の準備をしている（レンタルを含め）ため、委託費を受講生の数で算定するのであれば、辞退された方の分のレンタル代の費用を請求させてほしい。	ご意見を踏まえ、どのような方策が考えられるのか検討してまいります。
19	公共職業訓練（委託訓練）	提出書類の拡張子を統一してほしい。	いただいたご意見については、都道府県に情報提供させていただきます。
20	求職者支援訓練	求職者支援訓練の実施期間中における実施状況確認は予告なく急遽実施される場合、授業が滞る等から見直してほしい。	事前に通知を行うことのない実施状況調査については、不正受給や不適切な事務の未然防止及び早期発見を目的に行っているものであり、求職者支援訓練の適正な運用を確保するために必要な調査であるため、ご理解いただきますようお願いします。